

告示

埼玉県選管告示第九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、羽生市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
羽生市コミュニティセンター	埼玉県羽生市中央二丁目八番十号	羽生市長	四十五人